

# 学校施設利用 (学校開放)の手引き

## 令和8年度

### 《 目次 》

- |                |      |
|----------------|------|
| 1. 学校開放事業の趣旨   | …P 1 |
| 2. 施設利用にあたって   | …P 1 |
| 3. 利用できる団体     | …P 3 |
| 4. 学校施設を利用する流れ | …P 4 |
| 5. 利用申請・許可について | …P 6 |
| 6. その他         | …P 7 |

流山市教育委員会

生涯学習部スポーツ振興課及び文化芸術生涯学習課

令和8年4月

## 1. 学校開放事業とは

### (1) 学校開放事業の趣旨

学校開放事業は、学校教育や部活動に支障のない範囲で、社会教育その他公共のために学校施設を利用に供するものです。

学校は、学校教育や部活動等に支障のない範囲で積極的に学校施設を開放していくこと、また、利用団体は学校教育や部活動等に支障がないよう、また、近隣住民への迷惑がないように配慮することが望まれます。

#### 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）

第137条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

### (2) 学校開放の運営体制(主な役割)

#### 利用者団体

学校施設の利用を希望する団体は、教育委員会へ登録の申請をして、承認後、学校の同意のもと、利用許可申請を教育委員会に行い、許可後、利用上のルールを守りながら学校施設を利用します。

また、限られた学校施設開放枠を利用団体間同士で調整することで、学校施設を利用することができます。

#### 学校長（施設管理者）

学校長は、学校教育上支障のない範囲内で、学校施設を開放します。支障がない場合、学校施設の利用の許可の同意をします。

利用上の必要なルールの明示をします。

#### 教育委員会

利用団体登録・利用許可（学校長の同意のもと）をします。

学校、利用団体への支援情報提供等のサポートを行います。

また、利用団体に対して、安全確保やルール厳守に関する指導・助言を行います。

## 2. 施設利用にあたって

学校施設の利用にあたっては、近隣住民への迷惑がないように配慮をお願いします。ルールやマナーを守らない利用者に対し、近隣住民からご意見をいただくことがあります。

継続的に利用できるようルールやマナーを守って、お互い気持ちよく利用しましょう。

なお、ルールやマナー等を守っていただけない場合は、利用許可を取り消すことがあります。

#### 次のような利用は許可できません

ア. 政治、宗教、営利を目的とする活動

イ. その他施設の管理上等支障があると認められる活動

### **営利を目的とする活動とは**

営利を目的とする活動とは、指導者及び主催者が会員からの会費・謝金などにより生計の全部もしくは一部を立てている活動を指します。特定の人にその収益が帰属する活動をいいます。

営利を目的として学校施設を利用していると推察される団体が見受けられます。学校施設は、教育の目的のために建てられた施設のため、該当する団体は、学校施設の利用をご遠慮いただきます。

※会費が高額に設定されている等、利用者に不利益な活動をしていると思われる団体については、収支決算書等を提出していただき、総合的に判断する場合があります。

### **(1) 施設利用中の責任者を明確に**

利用時の責任者を明らかにし、責任者の責任のもと活動してください。また、各団体の代表者は、学校開放の手引きやスポーツ振興課から出す通知文の内容を必ず団体のメンバーへ周知してください。

### **(2) 利用団体の責任のもと学校施設を利用**

施設利用中に生じた事故は、利用団体の責任で対応してください。また、責任者は速やかに学校長、教育委員会へ事故の報告してください。

学校施設や備品に破損・故障を生じさせた場合は、下記事例を参考に、利用団体に原状復帰（弁償）していただく場合があります。学校教育に支障が生じますので、学校長の指示を仰ぎ、速やかに対応してください。また、利用にあたっては保険に加入するなどの対策を講じるように努めてください。保険に加入しておらず、多額の負担をされた事例がありました。

(教育委員会・学校が対応する事例)

- ・学校教育活動で現在使用している施設・備品について、老朽化や経年劣化により破損、故障した場合

(利用団体が対応する事例)

- ・利用団体が誤った使用方法により、備品が故障・損傷した場合
- ・利用団体が投げたボール等により、ガラスや備品が破損・損傷した場合

### **(3) 鍵の管理及び施錠は責任を持って**

施設利用時は、学校と登録団体があらかじめ定めた鍵の收受方法（鍵受渡簿など）により、責任者が消灯・施錠します。

流山市では老朽化した校舎等を安心・安全な教育環境にするため、学校校舎を改修する工事を各校で順次行っています。そのため、今後、体育館などの出入口のドア交換等が発生した場合、鍵も交換となりますので、その際の新規の鍵の作成費用等は、利用団体の負担となります。

#### (4) 利用した場所はきれいに・消耗品の補充を

活動場所やトイレ、更衣室を含め利用した場所はきれいに清掃し、ごみは必ず持ち帰ってください。また、利用した消耗品(トイレトーパー等)は、適宜補充してください。

#### (5) 利用前後も含めルール・マナーの徹底を

騒音防止を徹底してください。学校の多くは住宅地にあり、特に夜間は音が響きますので、十分注意してください。

また、利用を許可された時間を厳守し、開始時の準備は開始時間以降、終了時の片付けは終了時間前に行ってください。

#### (6) 学校敷地内及び敷地周辺は禁煙

学校敷地内及び敷地周辺は禁煙です。また、火気の利用は一切禁止です。

#### (7) 車やバイクでの来校・校内駐車は、禁止

学校周辺への路上駐車は禁止です。近隣住民からのご意見で最も多い事案です。荷物運搬等やむを得ず、車やバイクでの来校を希望する場合は、必要最小限とし、学校長の許可と指示を受けてください。

なお、校内への駐車は原則禁止のため、車の事故については一切責任は負いかねます。

#### (8) 学校行事や公的使用の優先

学校施設の利用は、学校行事や部活動が優先されますので、急遽利用を中止する場合があります。また、選挙や防災・避難訓練、災害等の場合も利用できません。なお、利用許可後であっても、やむを得ず許可を取り消す場合があります。その場合、損害が生じても賠償はいたしません。

#### (9) その他

その他、学校ごとに個別のルールがある場合がありますので、各学校に確認してください。

### 3. 利用できる団体

学校開放は、他の施設と異なり、地域の方を対象としています。

5名以上の者で組織する市内の各種非営利団体で、構成員の過半数は市内に在住、在勤又は在学で、あらかじめ教育委員会の登録を受ける必要があります。

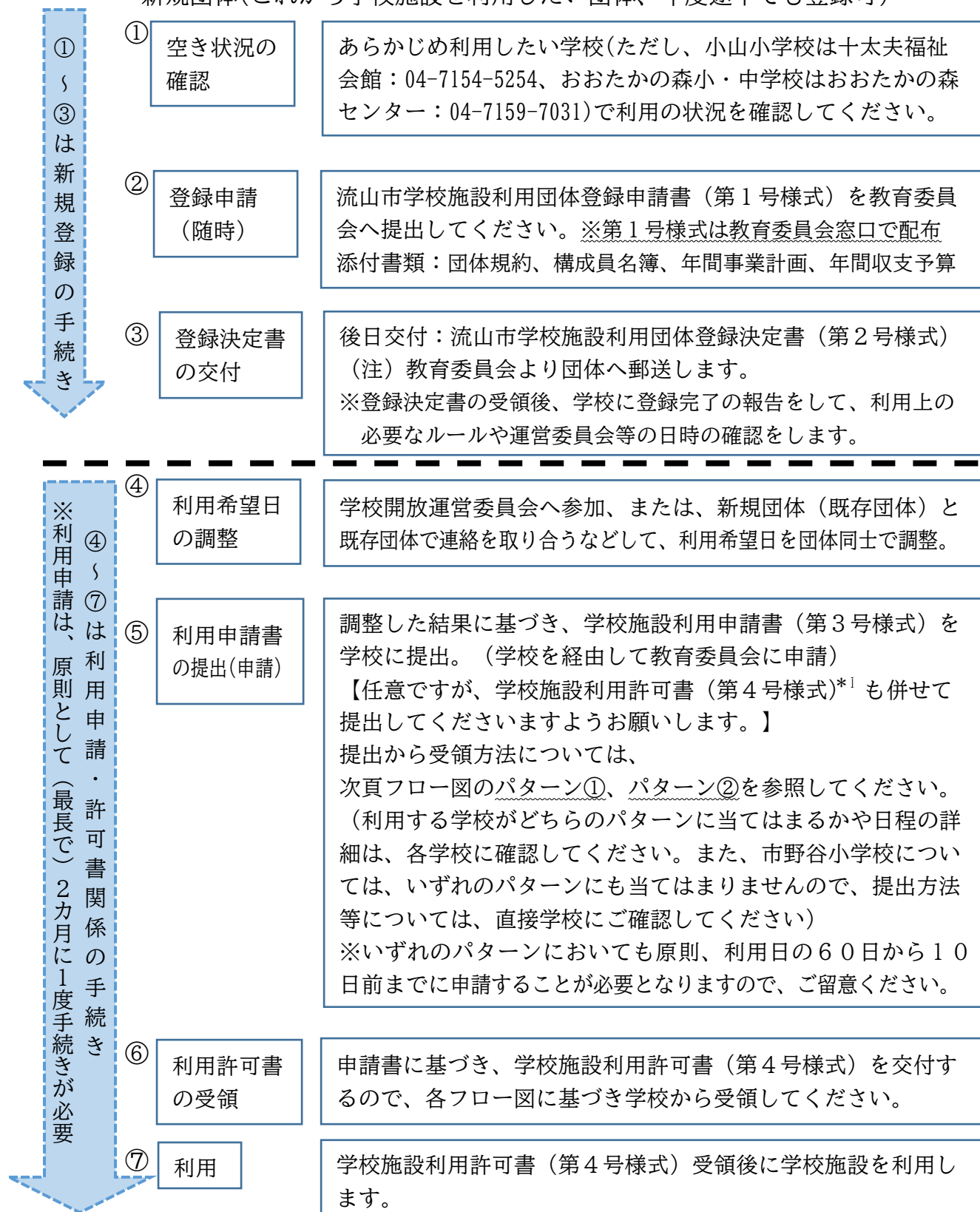
なお、登録後においても、1年に1度提出の必要がある現況届(名簿)で、市内在住・在勤・在学者が半数以上、確認できない場合は、団体登録を取り消す場合があります。

市外在住で流山市に在勤・在学の場合は名簿備考欄に必ず記入してください。

## 4. 学校施設を利用する流れ

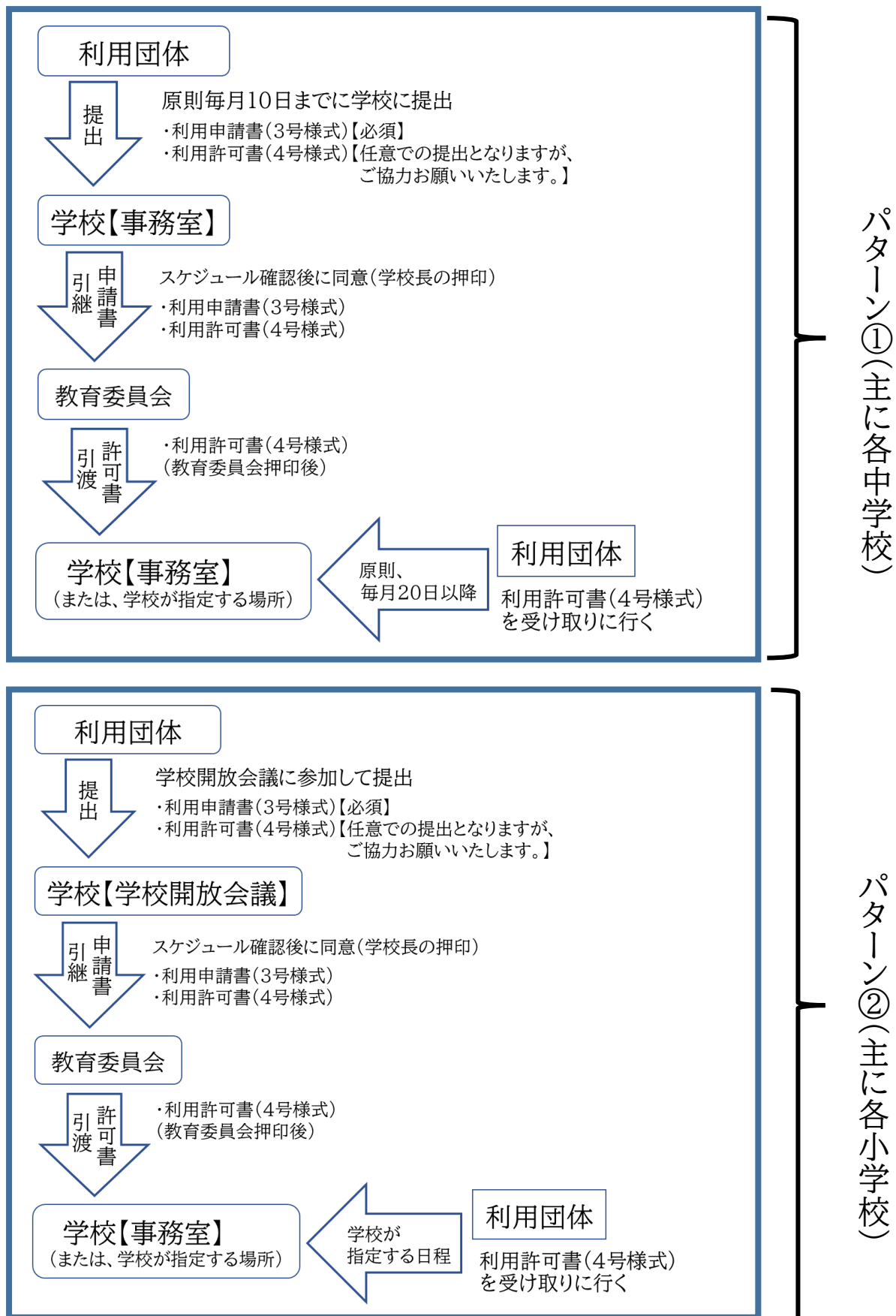
### (1) 新規団体登録から利用まで

新規団体(これから学校施設を利用したい団体、年度途中でも登録可)



\*1 市ホームページ(ID:1010401)にある利用申請書(第3号様式)【Excelデータ】に必要な事項を入力すると別シートにある利用許可書(第4号様式)に必要な内容が自動で反映されるようになっております。

## 利用許可申請のフロー図



## (2) 継続団体の必要な手続き(現況届) ※1年に1度、提出が必要

令和8年度も引き続き学校施設の利用を希望される団体は、「現況届(添付書類を含む)」を期限までに提出してください。

すでに各学校において付与されている登録決定番号の変更はありません。

やむを得ない事情で書類の提出が間に合わない場合は、必ずご連絡して下さい。

未提出の場合は、登録の取り消し扱いとなります。

また、現況に変更がある場合、速やかに現況届を再提出してください。

### ① 現況届と記入例

別紙のとおり

### ② 作成基準日

令和8年5月1日(金)現在、または提出の日

### ③ 提出期限日

令和8年5月29日(金)

次の場合は、新たに「団体登録申請(第1号様式)」の提出が必要です。

ア 規則・会則の改正をしたとき。(会費の変更を除く)

イ 団体を分割、統合したとき。または、新たな団体を作ったとき。

ウ 利用する学校を変更、または追加するとき

やむを得ない事情で一時的に他の学校を利用するなど、教育委員会が提出を不要とした場合を除きます。

エ 学校施設利用を再開するとき

1年間現況届の提出が無く、かつ活動の実態も無い団体が、活動を再開しようとするときは、必要です。

オ 江戸川台小学校の校庭を利用する団体

例外として、毎年「団体登録申請」の提出が必要です。

カ その他教育委員会が必要とするとき

## (3) 施設利用の休止・終了

施設利用を休止・終了する場合は、速やかにスポーツ振興課へご連絡してください。また、作成した鍵等は必ず学校へ返却してください。

## 5. 利用申請・許可について

### (1) 提出書類

#### ① 利用申請書(第3号様式)

月ごとの「利用申請書(第3号様式)」は、1カ月ごとに1枚の様式で、提出してください。

#### ② 利用許可書(第4号様式)

同時に提出する「利用許可書(第4号様式)」の各項目のご記入については任意ではありますが、引き続きご協力をお願いします。

## (2) 利用許可書発行後の内容の変更について

### ① 利用日の変更・追加

学校へ連絡のうえ、学校が承認。教育委員会へも連絡。

### ② 利用時間の短縮、延長等

学校へ連絡のうえ、学校が承認。教育委員会へは連絡不要。

※ いずれも、学校の承認を受ければ、再度「利用申請書（第3号様式）」を提出いただく必要はありません。ただし、小山小の場合は必要です。

※ 許可書発行後の団体事情によるキャンセルは極力控えてください。申請の際に、実際に利用する日程を今一度ご検討ください。

## 6. その他

### (1) 照明料（電気料）の実費負担について

現在、小山小学校、おたかの森小中学校、おおぐろの森小学校、おおぐろの森中学校、南流山中学校、市野谷小で体育館利用団体に照明料実費相当額をご負担いただいています。

照明料につきましては、照明施設が学校ごとに異なることから、学校ごとに定められた金額を徴収いたします。

利用時間については、各団体から2ヶ月に一度「学校施設照明利用実績報告書」を提出していただきます。

支払いにつきましては、実績に基づき4ヶ月に一度、請求書（納入通知書）を発行いたしますので、納入期限までにお支払いするようお願いいたします。

当月の利用がない場合でも、照明代報告書は必ず提出してください。

今後は、他の学校でも体育館の電気料実費相当額を徴収することを検討しています。

### (2) 体育館空調（冷房のみ）の使用について

#### ① プリペイドカードの販売期間（時間）

6月中旬から10月中旬まで（9時～16時）

※上記以外の期間に購入したい場合は、事前にスポーツ振興課にご連絡してください。

#### ② 今年度購入したカードの残額について

カードに使用期限はありませんので、次年度以降もご利用いただけます。

なお、少しのキズや歪みで使用不可となってしまうため、大切に保管してください。

#### ③ 利用時にエラー等が発生した場合

エラー状況の分かる写真を撮ってスポーツ振興課までメールなどでお知らせください。（[sports@city.nagareyama.chiba.jp](mailto:sports@city.nagareyama.chiba.jp)）

スポーツ振興課から業者へ問合せし、折り返しご連絡差し上げます。

### (3) 利用団体間で融通を

学校利用の団体登録及び利用希望日に既得権はありません。

学校開放の利用団体は、年々増えてきており、学校施設利用の件数も多くなってきています。こうした状況を踏まえ、学校開放事業の目的の達成のためにも利用を希望する団体が公平に利用できるようにご協力ください。団体間でお話し合いをお願いします。

なお、新規の利用団体から利用希望があり重複した場合には、利用回数の多い団体を中心に、利用日数の調整や削減にご協力ください。

(例：学校施設を週3日利用している場合は1～2日への調整を依頼する等。)

今後、改善が見込めない場合は、利用回数に制限等を設けることも検討していきます。

また、学校開放会議においては、各団体が主体となり出欠確認や会議の進行、申請書類の取りまとめを行うよう心掛けてください。

### (4) 登録の取り消し

学校敷地内外を含む喫煙、無許可の校内駐車など、学校や教育委員会等の注意・指示に従わない団体は利用停止、または、利用登録を取り消すことがあります。

### (5) 緊急時の対応

緊急時に備え、学校及び教育委員会の電話番号の登録をお願いします。また、各学校のAEDの場所は把握し、使用方法を熟知しておいてください。

#### 救命講習会の受講について

市消防本部では、市内に在住・在勤・在学している中学生以上の方を対象に、AEDの使用方法や心肺蘇生法等の講習を受講できる救命講習会を定期的で開催しています。(人数に限りがあります)

問合せ) 各消防署	中央消防署	04-7158-0266
	東消防署	04-7146-0119
	南消防署	04-7159-0119
	北消防署	04-7152-0119

### (6) 熱中症予防について

施設利用における活動中の安全管理および健康管理は、利用団体の責任で行ってください。市では一般的な注意喚起を行います。活動の可否判断や休憩・水分補給等の具体的な対応は、各団体で適切に実施してください。

### (7) 問合せ先

流山市教育委員会生涯学習部

(スポーツ団体) スポーツ振興課スポーツ振興係

04-7157-2225

(文化団体) 文化芸術・生涯学習課生涯学習係

04-7150-6106